

## 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

旭川市(以下「甲」という。)と北海道行政書士会(以下「乙」という。)は、旭川市内において地震、風水害、その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における被災者を支援するための行政書士業務(以下「行政書士業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

### (対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害で、甲が旭川市地域防災計画に基づき災害対策本部を設置する体制とする災害とする。

### (行政書士業務の範囲)

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が実施する行政書士業務は、行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2及び第1条の3の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営
- (2) 乙の会員の派遣
- (3) その他、甲が必要と認める業務

### (協力の要請)

第4条 甲は、行政書士業務の必要があると判断した時は、協力要請書(第1号様式)により、乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請するものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、第2条に定められたもののほか、特に必要があると認められたときは、本条第1項と同様に要請することができるものとする。

### (協力の実施)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに協力要請確認書(第2号様式)を提出するとともに、その要請を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前条の要請があった場合、乙は特別の理由がない限り協力するものとする。

### (協力の報告)

第6条 乙は、前条に基づく協力が終了したときは、速やかに協力結果報告書(第3号様式)

により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲の要請による行政書士業務で必要となった経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙の協議により決定するものとする。

(相談者の費用負担)

第8条 甲の要請による行政書士業務において、相談者は負担を負わない。ただし、行政書士業務上生じる印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等は相談者の負担とする。

(損害の補償)

第9条 甲の要請による行政書士業務により、乙、乙の会員、又は第三者に生じた損害は、乙の責任において行うものとする。

(連絡体制の整備及び情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために連絡体制を確立し、協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第4号）を相互に交換するとともに、平時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議するものとする。

(協定の期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に書面をもってこの協定を変更、若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間自動的に更新されるものとする。以後についても同様とする。

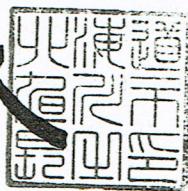
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年5月2日

甲 旭川市

旭川市長

西川 将人



乙 札幌市中央区北1条西10丁目1番6

北海道行政書士会

会長

吉村 学

